

会 員 規 約

第 1 条 (名称)

本教室は、読解力を伸ばす文章題専門算数「よみとき」(以下「本教室」と称する。

第 2 条 (適用)

本規約によって定める条項は本教室に適用されるものとする。

第 3 条 (運営)

本教室の設置運営は、株式会社ヴィリングが行う。

第 4 条 (目的)

本教室は、文章題を絵にして解くことで、頭の中で文章の内容のイメージを作り上げ、読解力や思考力を高めるとともに算数の各単元の理解を深めることを目的とする。

第 5 条 (入会手続き)

本教室に入会を希望する者は、規約及び諸規定を了承の上、期日までに次の手続きをしなくてはならない。

1. 本教室指定のフォーマットまたは文書を教室宛に提出する。
2. 入会するクラスの曜日および時間を確認の上、入会金および諸経費、初月額授業料の払込をもって、会員となる。

第 6 条 (途中入会)

4月1日以降でも本教室に入会することができるものとする。その場合、入会を希望する者は、費用の払込と第5条1項同様の書類手続を行う。費用および払込方法については、入会手続き時に教室より案内を行う。

第 7 条 (退会)

本教室を退会する場合は、月末のみ退会とし、退会を希望する月の当月10日までに教室あてに所定のフォーマットまたは文書が到着するように届け出るものとする。

第 8 条 (休会)

本教室を休会する場合は、1ヶ月単位とし、休会を希望する月の前月10日までに本教室あてに所定のフォーマットまたは文書が到着するように届け出を行い、休会手数料2,000円/月(税別)を払い込むものとする。

第 9 条（次年度の受講）

会員より第 7 条に規定する届け出がない限り、次年度移行に伴い所定のクラスに変わるものとする。その場合の新たなクラスの教材費用および払込方法については、教室より案内を行う。

第 10 条（会員の除名）

会員またはその保護者が次の各号に該当する行為を行ったときは、本教室は会員を除名することができる。

1. 本規約に違反したとき。
2. 他の会員に迷惑を及ぼしたとき。
3. 本教室の正常な運営に支障が出るような行動、行為を行ったとき。
4. 授業進行に伴う指示、指導に十分に従わないと判断されたとき。
5. 月額授業料の納入の遅れが目立つとき。
6. 月額授業料の納入が払込期限から 3 か月以上なかったとき。

第 11 条（入会金、授業料、更新料等の支払い）

本教室に関する費用は入会金および月額授業料、教材費、PC レンタル代、施設維持費とする。また、次年度へ受講を継続する場合には更新料（2,000 円/税別）を請求する。

第 12 条（日程）

本教室の授業日程は教室案内に記載の日程に拠るものとする。

第 13 条（振替等の扱い）

当初選択した日程に会員側の都合により参加出来ないときには、同じレッスンの他の日程に振り替えて参加することが出来るものとする（荻窪校、西荻窪校、阿佐ヶ谷校、千歳烏山校、馬込校、板橋校、大塚校、大倉山校、武蔵境校所属の場合に限る）。但し、定員に達した日程への振替や、1 曜日のみ開講しているクラスの振替、次年度への振替はできない。

振替に参加出来ない場合は、教材を支給することで参加に換えるものとし、返金等は行わない。

第 14 条（不参加の連絡と振替の権利失効）

不参加について事前に何らの連絡もなかったとき、あるいは連絡が授業日以降になったときには、会員は他の日程への振替の権利を失う。この場合は教材等を支給することで参加に換えるものとし、返金等は行わない。

第 15 条（免責）

本教室内及びレッスン時に発生した会員の所持品の盗難および所持品の紛失、毀損について本教室は一切の責任を負わないものとする。忘れ物については、原則として本教室で 2 週間保管した後、引取がないときには処分する。

第 16 条（賠償責任）

本教室での授業中における傷害等の補償については、教室が加入する保険の範囲内とする。

第 17 条（加害責任）

本教室での授業中に、会員が他の会員に対して暴行などを働き、そのことに起因して傷害などの事故が発生したとき、本教室の補償としては教室が加入する保険の範囲内とし、それ以上の補償については、加害の会員側が負うものとする。

第 18 条（物損）

本教室での授業中に、会員が教室の教具備品等を毀損したとき、その原因が教室側の指導に従わないなど、会員の使用方法に明らかに問題があると認められるときには、会員の保護者は損害を賠償しなくてはならない。

第 19 条（禁止事項）

以下の事を禁止事項として定めるものとする。

1. 他人を誹謗、中傷する事。
2. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
3. 施設内や教室での落書きや施設の毀損。
4. 授業に携帯のゲーム機を持ち込む事。
5. 実習中における緊急時以外の携帯電話の使用。
6. その他、他の会員の迷惑となる行為

第 20 条（写真等の画像の使用許諾）

授業の様子を撮影した画像や映像を、会員から予め拒絶の申し出がなければ、会員の許可を得ることなく、教室のホームページ、会員募集の印刷物、あるいはそれに類するものに限定して使用できるものとする。利用にあたっては、会員の個人名等、会員を特定出来るような個人情報は一切開示しないものとする。

第 21 条（規約の改定）

本教室は必要に応じて規約の改定を行う事が出来るものとする。重要な改定については、必要に応じて会員に周知するものとする。

第 22 条（施行）

本規約は 2017 年 4 月 1 日より施行される。

2024 年 2 月 1 日改訂